

山形県建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務委託に関する企画提案募集要項

1 目的

この要項は、山形県建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務について、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

山形県建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務委託

(2) 業務の内容

別紙 1「山形県建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務委託基本仕様書」(以下「基本仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 11 月 29 日(金)までとする。

(4) 提案上限額

3,399 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格及び失格事項に関する事項

(1) 参加資格

参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 山形県財務規則(昭和 39 年 3 月県規則第 9 号)第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿(物品及び役務の調達等で「調査・研究類」の登録を受けているものに限る。)に登載されている者であること。
- ② 山形県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有すること。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ⑤ 過去5年以内に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、本業務と類似業務（大規模なアンケート調査（対象数1,000件以上）及びヒアリング調査を含む調査・分析業務（分野は問わない））の契約を締結し、履行した実績があることを証明できること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、募集要項等で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 企画提案の評価基準等

- （1）山形県が設置する「建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務に係る企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の評価する。

評価にあたり、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

- （2）評価は以下の評価項目により行うものとし、それぞれの評価項目の配点及び評価の視点については、別紙2「企画提案評価基準」による。

- ① 業務遂行に対する評価
- ② 提案に対する評価
- ③ 工程管理
- ④ 経費積算の妥当性

5 企画提案書等に関する事項

- （1）企画提案参加申込書の提出

参加を希望する者は、下記のとおり期限まで提出すること。

- ① 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1） 5部

イ 事業者概要書（様式2） 5部

（添付書類）

※1 過去5年間における類似業務の実績の概要がわかる資料

※2 会社概要等がわかるパンフレット等

② 提出方法

- ・ 郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。
- ・ 持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 32 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に「6 提出先及び問合せ先」に持参すること。

③ 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時まで

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出すること。

① 提出書類

- ア 企画提案書（様式 3） 5 部
- イ 経費見積書（算出根拠） 5 部
- ウ 上記ア、イを記録した電子媒体 1 部

（ウイルスチェック済みの CD-ROM、DVD-ROM 等。USB メモリは不可。）

※ 文書ファイル形式は、Microsoft_office 形式とし、全て pdf 形式に変換したデータも提供すること。

② 提出方法

上記 5（1）②に同じ

（上記 5（2）①ウの電子データは、電子メールによる提出も可。）

③ 提出期限

令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 5 時まで

(3) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、基本仕様書に基づき、以下の項目について記載すること。

① アンケート調査の手法、調査項目の内容

アンケート調査の手順や方法、調査項目の内容について工夫をこらし、具体的に記載すること。

② ヒアリング調査の手法、相手方の選定方法

ヒアリング調査の手順や方法、ヒアリング先の選定方法について、具体的に記載すること。

③ 効果的な事例の情報収集の手法

先行県等へのヒアリング調査等の手順や方法、ヒアリング先の選定方法について、具体的に記載すること。

④ 業務実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

⑤ 調査工程・スケジュール

(4) その他

- ・ 提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- ・ 企画提案書（本編）は任意の様式とし、A 4 版片面印刷（白黒、カラーは問わない）とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県 県土整備部 建設企画課 建設業振興担当

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話：023-630-2658 FAX：023-630-2632

E-mail：ykenki▲pref.yamagata.jp

(送信する時は「▲」を「@」に置き換えてください。)

7 企画提案書作成等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書(様式4)により原則電子メールで行うものとし、件名を「建設業の人手不足解消に向けた調査提案業務委託への問合せ」として「6 提出先及び問合せ先」あて送付すること。

(2) 質問書の受付期間

令和6年4月19日(金)午後5時まで

(3) 質問書への回答

質問書への回答は、企画提案参加申込書により応募があった全員に対して電子メールで行う。

8 最優秀提案者の選定方法等

(1) プレゼンテーションの実施日時や場所、実施方法等については、参加者に対し別途書面にて通知する。

(2) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最も高い者を最優秀提案者として、また、次点の提案者を次点者として選定する。

(3) 提案者が1者のみの場合でも、選定委員の評価結果により、提案の内容について業務委託の目的を十分に達成できる者であると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 参加者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

9 委託契約

(1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

(2) 企画提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。

(3) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。その場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 全体スケジュール

- | | |
|----------------|----------------|
| ・企画提案参加申込書提出期限 | 令和6年4月19日（金） |
| ・質問書受付期限 | 令和6年4月19日（金） |
| ・企画提案書提出期限 | 令和6年5月2日（木） |
| ・企画提案プレゼンテーション | 令和6年5月上旬（別途通知） |
| ・評価結果通知 | 令和6年5月上旬（別途通知） |
| ・見積合わせ | 令和6年5月下旬 |
| ・契約締結予定日 | 令和6年6月上旬 |

11 その他

- （1）提出書類の作成及び提出等に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- （2）この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- （3）提出のあった企画提案書は返却しない。
- （4）企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、書面により速やかに「6 提出先及び問合せ先」に通知すること。